

産前子育て教室等の推進に関する意見書

令和元年12月に成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律が施行され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を多職種が協働して推進することとなった。しかしながら、令和3年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は20万件を超え、各種の取組が進められているにもかかわらず、減少させることができていない状況にある。また、子育て現場では、母親が一人で子育てを担わなければならないワンオペ育児と呼ばれる現象が散見され、こうした状況が母親を精神的に行き詰まらせ、児童虐待をしてしまう一因となっていると考えられる。また、夫の協力のない育児状況では、2人目の子どもを産む気にならないと訴える母親もあり、少子化の背景にもなっているという意見も聞かれる。

令和3年2月に閣議決定された成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針においては、子育てや子どもを育てる家庭への支援として、両親学級についての取組の推進が記載されているが、地方公共団体における現行の両親学級は、主に沐浴指導など赤ちゃんのケアについての学習や出産についての知識の伝達にとどまり、親への移行期を意識した内容が十分ではないことがある。また、核家族化が進行し、8割の子育て家庭は核家族で子育てを行っており、かつては親族等から得られていた支援や知恵が得られにくい状況にある。

これらの現状から、全ての子育てを始める人に、産前から親になるための意識を持ってもらう準備教育や子育てについて学ぶ機会を提供することは、安定した子育てに向けて、夫婦の協力と子どもへの安定した愛着の形成を促す上でも重要であり、既存の両親学級の内容の拡充または新たな産前子育て教室を創設し、各地方公共団体がそれぞれ特色のある事業を実現することが求められている。

さらに、企業においても、育休取得を推進する活動と併せ、社員を対象とした企業内研修に産前からの子育て教室の内容を取り入れてもらい、普及を図ることができれば、これから親になるより多くの人に学びの機会を提供することができる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、希望する全ての人が、産前から親になるための子育てを学ぶことができるよう、産前からの子育て教室の拡充等さらなる子育て支援の推進に資する施策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（少子化対策）
内閣府特命担当大臣
（男女共同参画）

}

宛（各 通）